

第2回 浦安クリテリウム 協賛企業・団体募集要項

浦安クリテリウム実行委員会は、第2回 浦安クリテリウムの趣旨を理解し、協賛していただける企業・団体を募集します。

1 浦安クリテリウム 概要

浦安市生涯スポーツ推進計画の基本施策として掲げる「するスポーツ～多様なニーズに応じたスポーツ機会の提供」の取組みの一環として、本市の水際線等の地域資源を活用し、市民が気軽に参加できるスポーツイベント「浦安クリテリウム」を開催することで、新たなニーズに対応したスポーツ振興を図るとともに、スポーツツーリズムを推進することを目的に、令和7年11月29日に開催します。

一般の部、JBCFの部の2部門実施し、参加は全体で450名程度を見込んでおります。

(参加見込み) 462名(参加率7割)/660名定員

2 協賛企業とは

協賛の申し込みを行い、第2回浦安クリテリウム運営に係る費用の財源や物品に資することを目的とし、金銭または物品のご提供をいただける企業・団体です。

注記1 10万円未満は金銭協賛のみとします。

注記2 物品協賛については、参加者660名に配付できるものとし、複数企業から同種物品の申出があった場合、先着順で受け入れを決定するものとします。

注記3 物品協賛における協賛額算出については、市場流通価格に準拠した単価を用いて算出します。

3 協賛企業が得られる特典

協賛に付与される特典は次頁の一覧表を基準とし、複数企業から同額の協賛があった場合、広告掲載箇所等について別途協議をさせていただきます。

なお、プログラムへの掲載は各企業・団体ごとに1か所とさせていただきます。

●特別協賛・協賛（物品協賛含む）

（単位：円）

区 分	金 額	特 典
特別協賛	50 万以 上	①プログラムに広告を掲載（1 頁、A4、黒一色） ②会場内ビジョンカー CM 放送 ③大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載（リンク可能） ④会場内で企業 PR ブースの提供 ⑤レース会場バナーへのロゴ掲載 ⑥一般の部選手車体プレート・ナンバーカードに企業名、商標ロゴ等の掲載（協賛金額上位順） ※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご提供ください。CM 放送枠については、協賛額に応じて配分します。 ※テント設営以外の運営は、企業・団体でお願いします。
	30 万以 上	①プログラムに広告（1/2 頁ヨコ長、A4、黒一色） ②会場内ビジョンカー CM 放送 ③大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載（リンク可能） ④会場内で企業 PR ブースの提供 ⑤レース会場バナーへのロゴ掲載 ※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご提供ください。CM 放送枠については、協賛額に応じて配分します。 ※テント設営以外の運営は、企業・団体でお願いします。
協 賛	10 万以 上	①プログラムに広告（1/4 頁ヨコ長、A4、黒一色） ②会場内ビジョンカー CM 放送 ③大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載（リンク可能） ※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご提供ください。CM 放送枠については、協賛額に応じて配分します。
	10 万未 満	①プログラムに広告（1/8 頁ヨコ長、A4、黒一色） ②会場内ビジョンカー CM 放送 ※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご提供ください。CM 放送枠については、協賛額に応じて配分します。

4 協賛申込み方法

別紙1「浦安クリテリウム協賛申込書」を実行委員会へ提出してください。(直接持参・郵送・メール)

【提出先】

浦安クリテリウム実行委員会事務局

〒279-8501 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

TEL 047-712-6819 Mail sisupo@city.urayasu.lg.jp

5 協賛金(品)の納入方法

協賛金は、実行委員会事務局指定口座への振込みとします。また、物品による協賛の場合、提供時期と方法については別途調整させていただきます。

※振込先については、請求書をもってご案内いたします。(手数料企業様ご負担)

6 協賛申込み受付期間

特別協賛・協賛の申込は令和7年9月26日(金)から令和7年10月15日(水)とします。

※特別協賛・協賛の企業が得られる特典の効力は、申込が受理された日から発生し、令和8年3月31日をもって消滅します。

7 その他

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合にも、すでに受領済みの協賛金等はお返しできませんのであらかじめご承知おきください。
- (2) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は、実行委員会にて審査いたします。

【協賛を受理しない場合の例】

- ① 法令・条例等の規定に違反または違反する恐れのあるもの
 - ② 公の秩序を乱し、善良の風俗を害する恐れのあるもの
 - ③ 政治性及び宗教性のあるもの
 - ④ 大会運営に支障をきたす恐れのあるもの
 - ⑤ 実行委員会がふさわしくないと判断したもの
- (3) 協賛に関して疑義が生じた場合は、お互いに協議のうえ、誠意を持って解決にあたります。
 - (4) 協賛金の支出及び物品の提供をする場合の、税法上(法人税法・消費税法)の取扱いは、税務署へご確認ください。

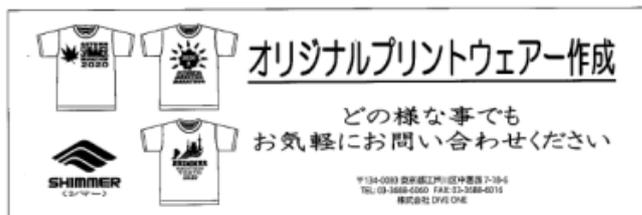
<協賛特典イメージ>

プログラム広告



A 4

1 / 2 項 ヨコ長



A 4

1 / 4 項 ヨコ長



PRブース

ブースは、1社あたり2間×3間のテント内で行っていただきます。
また、キッチンカーが出店するため、飲食物の販売はご遠慮ください。
物品やサービスの販売促進や販売は可能です。